

# 長野県発達障がい者支援対策協議会運営要綱

## (目 的)

第1 長野県附属機関条例（令和2年長野県条例第3号）第2条に定める長野県発達障がい者支援対策協議会（以下「協議会」という。）は、自閉症、アスペルガー症候群等の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等の発達障がいを有する障がい児（者）（以下「発達障がい者」という。）に対して、乳幼児期から成人期までの各年代を通して一貫した支援のあり方を協議することを目的とする。

## (協議事項)

- 第2 協議会は、次の事項について協議する。
- ア 発達障がい者の支援に関する現状と課題
  - イ 発達障がい者の支援体制整備のあり方
  - ウ その他発達障がい者の支援に資する事項

## (委員の再任)

第3 委員の再任を妨げない。

## (部 会)

- 第4 協議会には、発達障がい者の支援に関する細部の専門事項について協議するために、次の部会を置く。
- ア 連携・支援部会
  - イ 自立・就業部会
  - ウ 普及啓発部会
  - エ 診療体制部会
- 2 各部会長は、協議会において選出する。
  - 3 部会員は、会長と協議の上、部会長が指名する。
  - 4 部会は、部会長が招集する。
  - 5 部会は、特に必要があると認めるときは、部会員以外の者の出席を求め、意見を求めることができる。

## (運営委員会)

- 第5 協議会には、本会での業務を円滑に行うため運営委員会を置く。
- 2 運営委員は、会長及び各部会長により構成する。
  - 3 運営委員の互選により運営委員長を選出する。
  - 4 運営委員会は運営委員長が招集する。

## (事務局)

第6 協議会の事務局は、県民文化部次世代サポート課に置く。

## (補 則)

第7 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 「長野県発達障がい者支援対策協議会設置要綱」は、廃止する。